

平成25年度から年金の支給開始年齢が引上げになります。

●年金の支給開始年齢の引上げについて

平成25年4月から国の老齢厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢が、性別及び生年月日に応じて、60歳から65歳に段階的に引上がります。

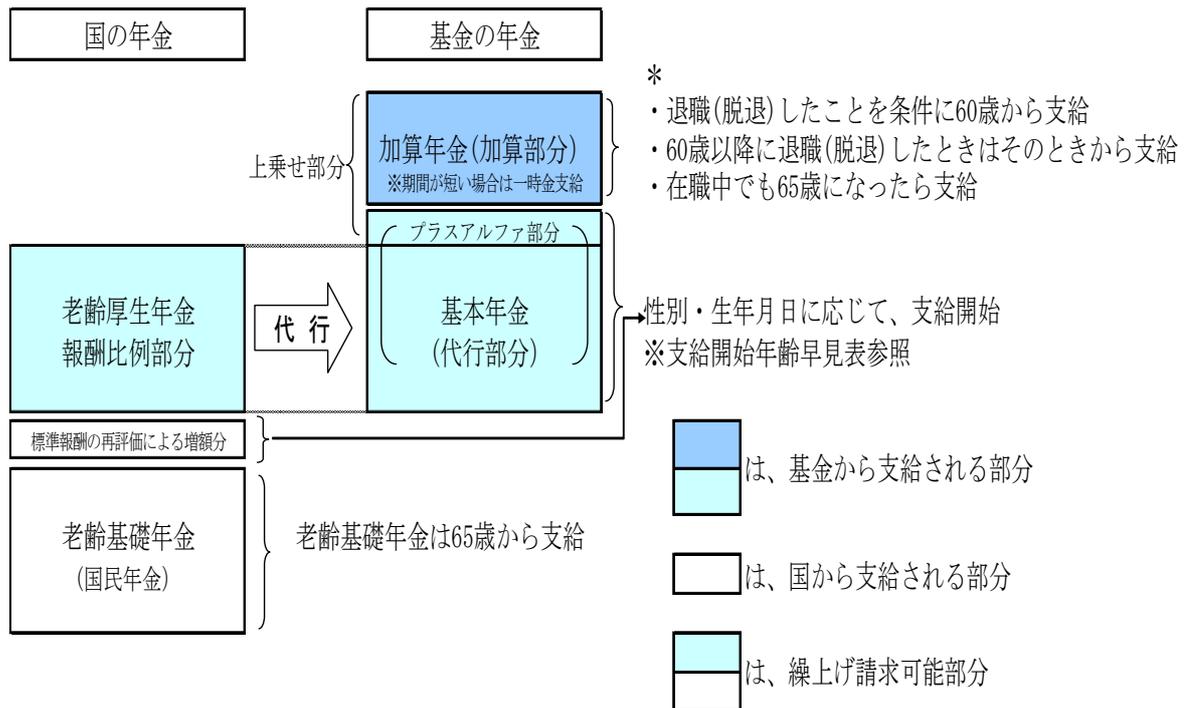
具体的には、昭和28年4月2日から昭和36年4月1日までの間に生まれた男子の方および昭和33年4月2日から昭和41年4月1日までの間に生まれた女子の方は、特別支給の老齢厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢が生年月日に応じて61歳から64歳となります。

【支給開始年齢早見表】

男性の生年月日	女性の生年月日	支給開始年齢
～ 昭和28年4月1日	～ 昭和33年4月1日	60歳
昭和28年4月2日 ～ 昭和30年4月1日	昭和33年4月2日 ～ 昭和35年4月1日	61歳
昭和30年4月2日 ～ 昭和32年4月1日	昭和35年4月2日 ～ 昭和37年4月1日	62歳
昭和32年4月2日 ～ 昭和34年4月1日	昭和37年4月2日 ～ 昭和39年4月1日	63歳
昭和34年4月2日 ～ 昭和36年4月1日	昭和39年4月2日 ～ 昭和41年4月1日	64歳
昭和36年4月2日 ～	昭和41年4月2日 ～	65歳

基金の「基本年金」は老齢厚生年金(報酬比例部分)の一部を代行してお支払いしておりますので、国と同様の取扱いとなります。

基金独自の積立給付である「加算年金」は、一定の条件*を満たしていれば60歳から支給されます。



●年金の繰上げ請求について

老齢厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢が61歳以降に上がったことに伴い、「支給開始年齢」になる前でも、60歳以降であれば、請求することにより年金を繰上げて受け取ることが可能になりました。

ただし、繰上げ請求をすると、年金の支給開始を早めることはできますが、本来受け取れた年金額よりも減額された年金額になります。

国の老齢厚生年金(報酬比例部分)の支給を繰上げ請求した場合は、基金も同様に基本年金を繰上げて支給します。

年金の繰上げ請求には次の点で注意が必要です。

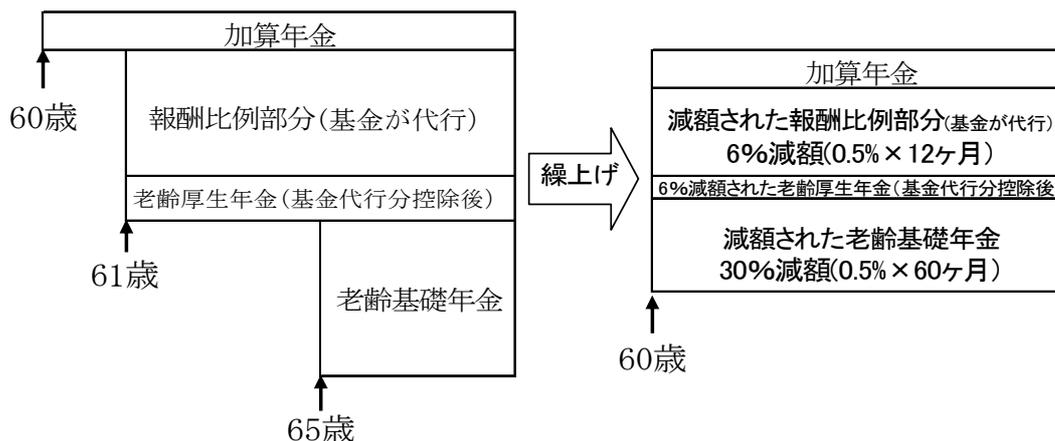
- ・老齢厚生年金と老齢基礎年金、基金の基本年金を必ず一緒に繰上げ
- ・年金額は、繰上げた月数に応じて減額
(1ヶ月繰上げごとに年金が0.5%ずつ減額)
- ・減額された年金を生涯受給
- ・繰上げを途中で止めることはできない
- ・繰上げ中に障害状態になっても障害基礎年金を受けられない
- ・繰上げた老齢厚生年金及び基金の基本年金は雇用保険の失業保険(基本手当)受給中は全額支給停止
- ・繰上げた老齢厚生年金及び基金の基本年金は在職老齢年金の仕組みにより年金の一部または全部が支給停止になる場合がある

* (参考)政令で定める減額=繰上げ対象額×減額率

減額率=0.5%×繰上げ月数

繰上げ月数	12ヶ月	24ヶ月	36ヶ月	48ヶ月	60ヶ月
減額率	6%	12%	18%	24%	30%

〔例〕支給開始年齢61歳の人が60歳で退職して繰上げ請求した場合のイメージ図



- 加算年金は60歳から支給のため減額なし
- 老齢厚生年金(報酬比例部分)は12ヶ月(1年)繰上げとなるため6%の減額
- 老齢基礎年金は60ヶ月(5年)繰上げとなるため30%の減額

■年金を繰上げて受取ることを希望する場合は、最寄の年金事務所又は基金業務課給付担当までご相談ください。